

和農委告示第1号

公 示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、鹿児島県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和7年5月8日

和泊町農業委員会会長 野村 栄治



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積(m ²)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
玉城字松原 2183-1	畑	1,772	賃借権	畑	令和7年 10月1日	6年	30,000 円	玉野憲治	口座 振替

- この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。
- 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。
- 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。
 - 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
 - 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
 - 当該申出の趣旨

- 5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。
- 6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。
 - （1）機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

（備考）

- 1 共有者不明農用地等の所在等の記載欄は、必要に応じ、行を加除することができます。
- 2 農用地利用集積等促進計画を添付してください。
- 3 公示する際に、別紙参考様式例を併せて公表してください。

農用地利用集積等促進計画（一覧表）

R7年度 10/1開始
大島郡和泊町

■ 農地中間管理権及び利用権の設定

No	利用権の設定等を受ける者（受け手）		対象農用地等					契約内容								農地中間管理権の設定等を行う者 及び支払相手方（出し手）	
	氏名又は名称	住所	大字	字	地番	地目	面積（㎡）	権利の種類	利用目的	始期	終期	存続期間	年間賃料（円）	10a単価（円）	支払方法	氏名又は名称	住所
1	玉野 憲治	891-9122 大島郡和泊町玉城 1135番地	玉城	松原	2183-1	畑	1,772	賃借権	普通畑	R7.10.1	R13.9.30	6年	30,000	16,930	口座振替	伊井 義仁	大島郡和泊町玉城1256
小計	—		1	筆	—		1,772	—					30,000	—		—	
合計	—		1	筆	—		1,772	—					30,000	—		—	